

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 感染救済勘定

附属明細書

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
					当期償却額		当期減損額			
有形固定資産 (償却費損益内)										
工具器具備品	0	32,033	0	32,033	1,601	1,601	0	0	30,432	
計	0	32,033	0	32,033	1,601	1,601	0	0	30,432	
有形固定資産 合計	0	32,033	0	32,033	1,601	1,601	0	0	30,432	
無形固定資産 (償却費損益内)										
ソフトウェア	150,874,174	0	0	150,874,174	94,962,456	17,431,992	0	0	55,911,718	
計	150,874,174	0	0	150,874,174	94,962,456	17,431,992	0	0	55,911,718	
無形固定資産 合計	150,874,174	0	0	150,874,174	94,962,456	17,431,992	0	0	55,911,718	
投資その他の 資産										
投資有価証券	5,704,441,283	616,080,000	500,687,126	5,819,834,157					5,819,834,157	
計	5,704,441,283	616,080,000	500,687,126	5,819,834,157					5,819,834,157	

(注1) 同一の種類のものについて貸借対照表の総資産の1%を超える額の増加があったものは以下の通りです。

投資その他の資産(新規取得)	事業債	316,371,000円
	財投機関債	299,709,000円

(注2) 同一の種類のものについて貸借対照表の総資産の1%を超える額の減少があったものは以下の通りです。

なお、減少は一年基準による固定資産の「投資有価証券」から流動資産の「有価証券」への振替によるものです。

投資その他の資産	政府保証債	300,000,000円
	事業債	200,000,000円

2. 有価証券の明細

(1) 流動資産として計上された有価証券

(単位:円)

満期保有目的 債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含ま れた評価差額	摘要
	政府保証債	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0	
	第30回日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0	
	事業債	200,000,000	200,000,000	200,000,000	0	
	第525回東京電力	200,000,000	200,000,000	200,000,000	0	
	計	500,000,000	500,000,000	500,000,000	0	
貸借対照表 計上額合計				500,000,000		

(2) 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)

満期保有目的 債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含ま れた評価差額	摘要
	国債	1,212,229,000	1,200,000,000	1,207,350,082	0	
	利札付国庫債券第306回	302,595,000	300,000,000	301,016,375	0	
	利札付国庫債券第313回	100,657,000	100,000,000	100,323,025	0	
	利札付国庫債券第321回	500,565,000	500,000,000	500,334,292	0	
	利札付国庫債券第61回	308,412,000	300,000,000	305,676,390	0	
	政府保証債	3,493,839,000	3,500,000,000	3,496,653,276	0	
	第69回日本高速道路保有・債務返済機構	203,042,000	200,000,000	200,792,456	0	
	第4回地方公営企業等金融機構	298,053,000	300,000,000	299,455,500	0	
	第77回日本高速道路保有・債務返済機構	99,125,000	100,000,000	99,744,792	0	
	第7回地方公共団体金融機構	99,248,000	100,000,000	99,724,267	0	
	第6回日本政策投資銀行	198,496,000	200,000,000	199,448,533	0	
	第15回日本政策金融公庫	298,140,000	300,000,000	299,132,000	0	
	第129回日本高速道路保有・債務返済機構	298,149,000	300,000,000	299,097,830	0	
	第31回地方公共団体金融機構	302,787,000	300,000,000	301,579,300	0	
	第186回日本高速道路保有・債務返済機構	598,488,000	600,000,000	598,954,200	0	

	第57回地方公共団体金融機構	299,439,000	300,000,000	299,560,550	0
	第213回日本高速道路保有・債務返済機構	498,125,000	500,000,000	498,515,625	0
	第234回日本高速道路保有・債務返済機構	300,747,000	300,000,000	300,648,223	0
	事業債	316,371,000	300,000,000	316,223,514	0
	第497回関西電力	316,371,000	300,000,000	316,223,514	0
	財投機関債	799,301,000	800,000,000	799,607,285	0
	第16回都市再生債券	200,750,000	200,000,000	200,115,385	0
	第32回日本高速道路保有・債務返済機構	298,842,000	300,000,000	299,778,050	0
	第29回西日本高速道路	299,709,000	300,000,000	299,713,850	0
	計	5,821,740,000	5,800,000,000	5,819,834,157	0
貸借対照表計上額合計				5,819,834,157	

3. 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	1,401,998	1,682,019	1,401,998	0	1,682,019	
計	1,401,998	1,682,019	1,401,998	0	1,682,019	

4. 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	8,591,525	4,408,555	0	13,000,080	
退職一時金に係る債務	8,591,525	4,408,555	0	13,000,080	
未認識数理計算上の差異	1,008,619	△ 3,045,665	1,008,619	△ 3,045,665	
退職給付引当金	9,600,144	1,362,890	1,008,619	9,954,415	

5. 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
前中期目標期間繰越積立金	6,544,476,088	0	0	6,544,476,088	(注1)
通則法第44条第1項積立金	0	102,633,186	0	102,633,186	(注2)
計	6,544,476,088	102,633,186	0	6,647,109,274	

(注1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第31条第5項(附則第15条第5項又は第17条第3項の規定により読み替えて適用するものを含む。)の規定により、前中期目標期間から繰り越した金額であります。

(注2) 当期増加額は、前期の利益処分によるものであります。

6. 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

・補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘 要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
生物由来製品感染等被害救済事業費補助金	15,270,462	0	0	0	0	15,270,462	
保健福祉事業費補助金	96,135,518	0	0	0	0	96,135,518	
計	111,405,980	0	0	0	0	111,405,980	

7. 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分	報 酬 又 は 給 与		退 職 手 当	
	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員
役 員	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
職 員	(11,782) 22,024	(2) 3	(0) 0	(0) 0
合 計	(11,782) 22,024	(2) 3	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 役員に対する報酬等の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は、当機構の役員給与規程、役員退職手当支給規程、職員給与規程及び職員退職手当支給規程によっております。
 2 支給人員数は、年間平均支給人員数によっております。
 3 ()の数字は非常勤(外教)の人数であります。